

伊都中央高校生は校訓に基づいて、学業と自己の錬磨に励み、本校生徒としての自覚と責任を持って行動し、規律ある生活を心がける。

○校訓

『立志』 志を高く掲げ、将来にわたって豊かな人間関係を築きながら社会を生き抜く

『進取』 困難に直面しても、諦めることなく、自らの未来を切り拓く

『協働』 人々との関わりの中で互いに鍛え合い、支え合い、学び合い、社会に貢献する

1 礼儀

- (1) 学校は職員と生徒からなる一つの社会である。一人一人が自覚と責任を持って行動すること。
- (2) 他者を尊重し、言葉遣いを慎み、無作法にならないよう心がけること。
- (3) 友人相互間は、気配りや敬意、慎みの気持ちを心がけて行動すること。
- (4) 校内で外来者に会った時は、気持ちよく迎え、あいさつ・会釈をし、礼を失わないこと。
- (5) 職員室及び準備室等あるいは集会中の場所等に出入する時は、服装を整え、ノックその他の方法で許可を受け、礼儀正しく入室すること。
- (6) 粗暴なことば遣い、人の感情を害する、人を軽べつするような言動をさけること。
- (7) 校内の整理整頓には常に気をつけ、自ら進んで環境美化に努めること。

2 学習

- (1) 授業を大切にし、遅刻や途中退室を行わないこと。
- (2) 授業中は学習に集中し、立ち歩きや私語、暴言等により学習規律を乱さないこと。
- (3) 課題や提出物は、自らの力で取り組み、期限までに提出すること。
- (4) 各種テスト（課題テストや単元テスト、小テストを含）の重要性を理解し、日頃の成果を十分に発揮できるよう努める。また不正行為はしないこと。

3 生活

- (1) 自己を大切にすると共に多様性を認め、他者を尊重し、互いに思いやりの心を持って接するように努めること。
- (2) 学校の設備・器具は公共のものであるため丁寧な使用を心がけ、破損・汚損した場合、またはそれを発見した場合はHR担任に申し出て指示を受けること。
- (3) 金銭・物品の貸借は、厳に慎むこと。また不必要な金銭・貴重品は持参しないこと。
- (4) 金銭・物品を遺失または拾得した場合は、直ちに届け出ること。
- (5) 身だしなみを整え、周囲に不快感を生じさせたり、学習に支障をきたしたりするような服装や装飾品は慎むこと。
- (6) 喫煙・飲酒については、法律違反に加え、健康を害する恐れも大きいいため禁止する。

4 登校・下校

(1) 始業・終業時刻

ア 始業：(昼間) 8時 30分 (夜間) 17時 30分

イ 終業：(昼間) 4限終了12時 10分 (6限終了は、14時 40分) (夜間) 20時 55分

(2) 授業時間における外出は、HR 担任の許可を受けること。

(昼間コースは午前4限終了までは校外への外出は禁止とする)

(3) 学校休業日における校舎、施設、設備の使用は、管理者の許可を得る。使用にあたっては教職員の指導を受けること。

(4) 通学において、自転車を使用する場合は、以下の項目の手続きを取ること。

① 学校に届け出をし、許可ステッカーを貼る。

② 自転車点検整備(業者による点検確認)を行う。

③ 交通法規に従うこと。また、マナーの向上に努める。

④ 自転車は、所定の場所に置き施錠する。

⑤ ヘルメットの着用に努める。

(5) 通学において、自転車を除く車両の使用は禁止する。但し、原動機付自転車(以下原付)に限り、所定の手続きを取ることによって許可をする。原付での通学が許可された生徒は、以下の項目を必ず守り、通学時は免許証と共に許可証を必ず携帯すること。

(遠距離通学の場合は公共交通機関の使用を推奨する。)

① 通学申請者対象の事前説明会に必ず出席すること。

② 使用については学校に申請した範囲のみに限る。

③ 使用バイクは原動機付自転車に限る。

④ 道路交通法を守り、安全運転を常に心掛けること。

⑤ 学校が指定した場所に正しく駐輪し、盗難対策等を心がけること。

⑥ 原付は他人に貸与しない。

⑦ 改造、ナンバープレートの折り曲げ等は絶対にしない。

⑧ その他、学校が主催する交通安全指導に必ず出席し、必要に応じた指導に従うこと。

(車両(原動機付自転車)通学についての詳細は別に定める)

*夜間の部の生徒については、自動車通学も含め別途審議する。

(6) 通学における電動キックボードの使用は禁止する。

5 スマートフォン・携帯電話の使用について

和歌山県教育委員会では、スマートフォン・携帯電話の学校への持ち込みを禁止している。家庭事情等で携帯電話の持ち込みを希望する場合は、以下の項目の手続きを取ること。

① 携帯電話校内持ち込み許可願(誓約書)を提出する。

② 授業中及び授業に準じる時間中は必ず電源を切って鞆の中に入れ、机の上に出したり使用したりしない。(テスト時は、電源を切って鞆に入れ、教室の前後に置く)

③ 保管については、自己責任の上で自主管理を基本とし、心配がある場合は、担任等に預ける。

④ 校内では、許可申請理由での使用にとどめ、ルールやマナーを守る。違反する行為があった場合には、携帯電話の一時預かりや保護者を交えた指導に従う。

⑤ 情報モラル及び防犯の観点から、特に以下の項目を心得ること。

- (1) 自他の個人情報を流布しない。
- (2) SNS 等を利用した誹謗中傷、いじめをしない。
- (3) 犯罪等の事案に係るようなサイトに接続しない。

6 就労・アルバイト

就労・アルバイトを希望する場合は保護者等とよく相談のうえ、決定すること。

ア 条件

- (ア) 技術を身につけ、将来の生活設計と密接に結びつくものであること。
- (イ) 学業にさしつかえたり、生活に無理を生じさせたりしないものであること。
- (ウ) 保護者の承諾を得ること。
- (エ) 就労先が高校生の出入りを禁止している場所でないこと。

イ 就労先の変更を指導する場合

- (ア) 和歌山県青少年健全育成条例に適合しない場合
- (イ) 成績不振や学校生活に乱れが生じた場合
- (ウ) 本校生徒として相応しくない行為のあった場合

※ 懲戒及び特別指導

生徒心得に反する行為や高校生として相応しくない行為及び触法行為をしてはいけない。それらの行為や以下の禁止行為を行った場合には学校教育法施行規則第 26 条に基づく懲戒や特別指導を受けることになる。また、懲戒や特別指導を受けた際には自らの行為を振り返り、深く反省するとともにその後の行動を律すること。なお、特別指導の詳細については別に定める。

- (1) いじめ、人権を侵害する行為（SNS 等を利用した誹謗中傷も含む）
- (2) 暴力行為・暴言・器物破損。
- (3) 薬物乱用・飲酒・喫煙・窃盗等法律で禁止されている行為。
- (4) 許可なく自動車・自動二輪車・原動機付自転車で通学すること。
- (5) 各種テスト（課題テスト、単元テスト、小テスト含）における不正行為。
- (6) その他高校生として相応しくない行為および公共の福祉・安全を損なう行為。

※ 生徒心得の改訂

生徒心得が社会通念及び学校や地域の実態に応じた適切かつ必要な範囲の内容となるよう、生徒・保護者・学校間で共通理解を持つことが重要である。これらを踏まえ、生徒心得の改訂については、生徒会執行部が中心となり、以下の手順を基本としたうえで改訂を求めることができることとする。

- (1) 生徒会は、生徒の意見を集約し、第一案を立案する。
- (2) 生徒会は、生徒会顧問・生徒指導部に提案し、協議する。
- (3) 職員会議において協議し、校長の決裁を受ける。
- (4) 決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について生徒に説明し、決定内容をHPに掲載する。

令和6年4月 教職員・生徒会